

入 札 説 明 書

案件名 新車両管理システム構築業務

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 入札書・委任状
- IV 委託業務に関する質問書
- V 契約書(案)
- VI 入札参加資格確認申請書

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
新車両管理システム構築業務
- (2) 業務内容
新車両管理システム構築業務概要説明書
(以下「業務概要説明書」という。)のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和8年3月31日(火)まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②の入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる受領期限までに次に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

※ 一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。

申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

入札参加資格審査申請書の受領期限、提出場所

① 受領期限

令和7年2月14日(金)午後5時

② 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び業務概要説明書の交付場所について

- (1) 期間
令和7年1月24日(金)午前8時30分から同年2月14日(金)午後5時まで
- (2) 場所
徳島県ホームページ

4 資料の閲覧の期間及び場所

この業務に係る資料(現行システム構成等)については、事前に連絡のうえ、閲覧することができる。

- (1) 期間
令和7年1月28日(火)から同年2月7日(金)まで。(県の休日を除く。)
午前9時30分から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
徳島県企画総務部 管財課
- (3) 機密保持誓約書の提出
閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書様式」により、機密保持誓約書を提出すること。
(閲覧当日の提出可。)

5 問合せ等について

- (1) この入札についての問合せ先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 車両管理担当
電話番号 088-621-2065
ファクシミリ番号 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せについての受付期間
問合せについては、ファクシミリ、電子メール又は持参によるものとする。電話による問合せは認めない。ファクシミリ及び持参については別紙「IV委託業務に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間については、令和7年2月17日(月)までとする。

6 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札参加資格確認申請書及び技術評価依頼書(以下「入札参加確認申請書等」という。)の提出
の提出
入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書等を提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出方法
入札参加資格確認申請書は書面(紙媒体)により提出すること。
提出方法は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送は書留郵便によるものとする。
 - ① 提出期限
令和7年2月14日(金)午後5時必着
 - ② 提出先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 車両管理担当
- (3) 入札参加資格確認申請書の作成
「VI入札参加資格確認申請書」の様式により作成すること。
- (4) 技術評価依頼書の提出方法
技術評価依頼書は書面(紙媒体)により提出すること。
提出方法は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送は書留郵便によるものとする。
 - ① 提出期限
令和7年2月27日(木)午後5時必着
 - ② 提出先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 車両管理担当
- (5) 技術評価依頼書の作成
技術評価依頼書は、「技術評価依頼書作成要領」に基づき作成すること。

7 入札手続等

(1) 入札概要

- ①入札執行日時
令和7年3月6日(木)午後2時
- ②場所
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁万代庁舎4階 管財課内入札室
- ③入札書の提出方法
直接持参又は郵送(郵送の場合は封書とし、封筒への必要事項記載については、Ⅱ提出書類一覧表1の(2)の②によるものとする。なお、郵送は書留郵便によるものとし、受領期限までに必着のこと。)
- ④郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及びあて先
ア受領期限
令和7年3月5日(水)午後5時必着
イあて先
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課車両管理担当

(2) 入札の方法等

- ①入札の方法
総合評価落札方式による一般競争入札で行う。
- ②評価の方法
落札者の決定は、価格評価点と技術評価点を加算した総合評価により行う。
このとき、価格評価点及び技術評価点は技術評価依頼書から算出するものとする。
ただし、この採点課程は非公表とする。
また、評価の方法は、本入札の公告に示す「新車両管理システム構築業務委託落札者決定基準」による。
- ③入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
ア 入札書には、入札金額、入札案件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「新車両管理システム構築業務」の総価を記載すること。
(「入札金額」は、技術評価依頼書の「見積額(税抜き)」と同額であること。)
代金の見積りに当たっては、業務概要説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 「入札案件」は、案件名を明確に記載すること。
オ 入札参加者は、入札案件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、本説明書に示す要件を満たした入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

④再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、入札参加者又はその代理人の全員が立会いしている場合は、開札後ただちに再入札を行う。郵便入札があり全員がそろわない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札時に提出した技術評価依頼書の変更をしてはならない。

(3)入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「新車両管理システム構築業務 入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札。
- ③ 記名のない入札。
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札案件」の項目において、案件名の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4)開札

この入札の開札は、原則として入札参加者またはその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5)落札

有効な入札書及び技術評価依頼書を提出し、かつ、「新車両管理システム構築業務委託落札者決定基準」に基づく評価の上、その価格評価点及び技術評価点の合計が最も高い者であって、予定価格の制限の範囲内の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に所定の契約書等により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1丁目1番地
所属名 徳島県企画総務部管財課

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

9 その他

入札参加者及びその代理人が、入札書提出時及び再入札時において提出する書類は、「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

10 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札書提出時

(1) 入札書等

① 入札書 1通

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

代理人の本人確認を行うので、代理人の住所・氏名を確認できる証明書(運転免許証等)を持参すること。

(2) 留意事項

① 持参により提出する場合

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

② 郵便により提出する場合

二重封筒とし、中封筒に入札書等を入れ密封すること。

外封筒には、入札参加者の住所、商号、代表者役職、氏名を記載すること。(代理人による場合は、代理人の氏名を記載する。)

また、外封筒には、「新車両管理システム構築業務 入札書在中」と朱書きすること。

2 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の場合には、封筒に封をせずに持参すること。

Ⅲ 入札書・委任状

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札案件

新車両管理システム構築業務

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和7年3月6日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札案件	〇〇〇〇
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎
徳島県知事 殿	

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札物件	〇〇〇〇
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎
徳島県知事 殿	

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

住所、会社名、代表者役職・
氏名を記入

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)、
氏名を記載することでも可

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に

執行する『新車両管理システム構築業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○

氏 名 阿波 次郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名（支社・支店名等）
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし、徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に
執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

Ⅳ 委託業務に関する質問書

委 託 業 務 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

案件名： 新車両管理システム構築業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

V 契約書(案)

委 託 契 約 書

委託者徳島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、
業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託業務の目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委 託 業 務 名 新車両管理システム構築業務
- (2) 委託業務の内容 新車両管理システム構築業務概要説明書（以下「業務概要説明書」という。）のとおり

(委託業務の処理)

第2条 乙は、前条第2号の業務概要説明書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、業務概要説明書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金 , 円とする（うち消費税及び地方消費税の額
金 , 円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書に業務概要説明書に定める提出ドキュメントを添えて甲に提出しなければならない。

ない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（前金払）

第11条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払するものとする。

（目的外の使用禁止）

第12条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

（再委託等の禁止）

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第14条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 委託業務完了後1年間において成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙に無償にて修正を求めることができるものとする。ただし、その契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(権利の帰属)

第18条 乙は、委託業務の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、著作権法上の権利のうち、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。）を行使しないものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第21条 乙は、本業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約の費用)

第23条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ

と等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(従事者等の特定)

第3 乙は、この契約による業務を行う従事者及び作業範囲を特定し、着手前に書面により甲へ提出しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行う従事者が情報資産を管理する甲の執務室等に入出入りする場合は、個人を特定できる身分証明書等を第三者が目視できるよう携帯させなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第5 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第6 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第7 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第11 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第12 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第14 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第16 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

VI 入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

令和7年1月24日付けで公告のありました「新車両管理システム構築業務」の一般競争入札に参加したく、一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、次の入札に参加する者に求められる資格を全て満たしていることを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。